

（第1面）

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和6年 6月 22日</p> <p>京都市長 宛</p> <p style="text-align: center;">提出者</p> <p>住所 京都市下京区塩小路通西洞院東入 東塩小路町841-5</p> <p>氏名 医療法人財団 康生会 理事長 武田隆司</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号 075-361-1351</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
--	--

事業場の名称	医療法人財団 康生会 京都駅前武田透析クリニック
事業場の所在地	京都市下京区木津屋橋通新町西入 東塩小路町606-3-2 三旺京都駅前ビル6階
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	8311 医療業
②事業の規模	透析外来受診70人/1日 受床ベッド46床
③従業員数	20人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙処理工程のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙管理体制図のとおり	
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
① 現状	【前年度（ 令和4 年度）実績】
	特別管理産業廃棄物の種類
	排 出 量
	（これまでに実施した取組） 安全分別回収の徹底
②計画	【目標】
	特別管理産業廃棄物の種類
	排 出 量
	（今後実施する予定の取組） 医療従事者の意識の向上
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物（液状のもの＝バイオハザードマーク赤：専用容器、固形物＝橙、ビニール袋2重、厚いダンボール容器、鋭利なもの＝メッックペール又は専用容器
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 間違いなく分別することを徹底する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

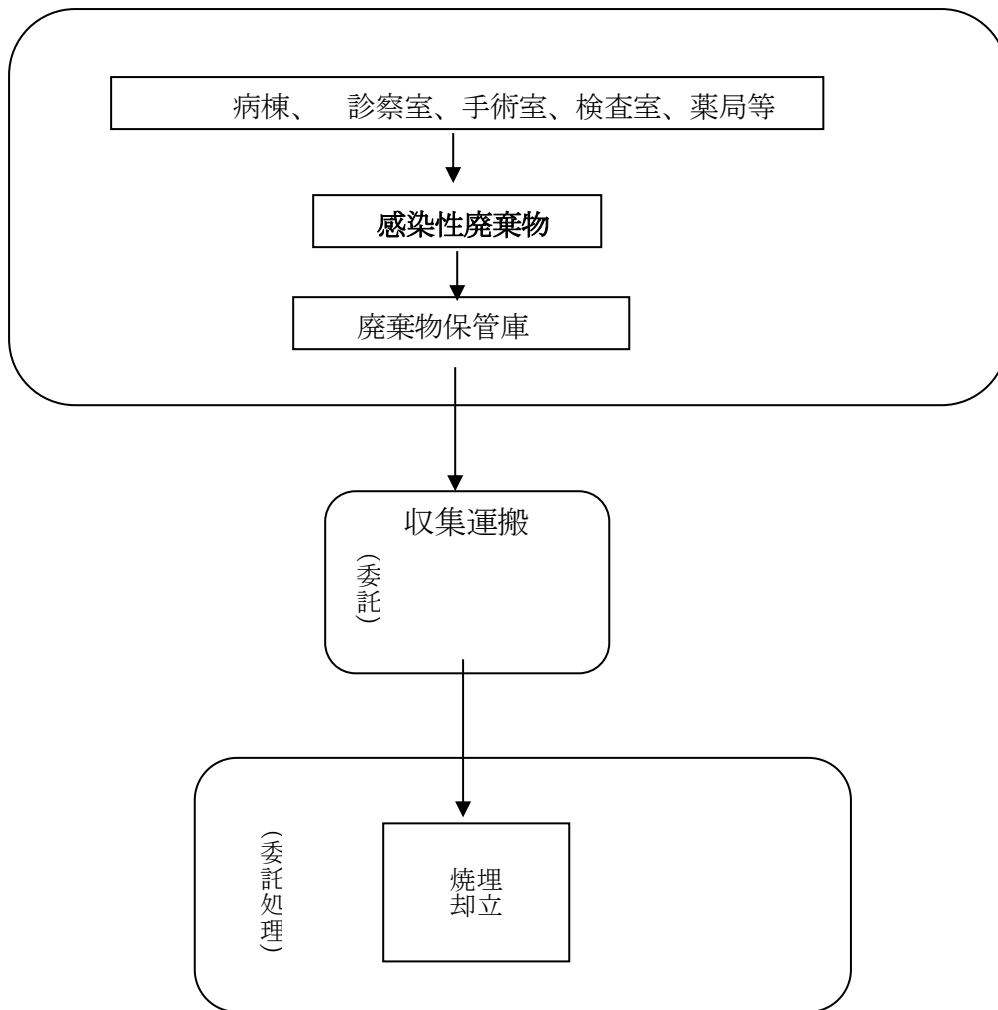
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、特別管理産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

②計画	<b>【目標】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) 法令に基づいて令和元年度電子マニフェストシステムを実施している。今後も継続していく。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	52 t
(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェストシステムを実施、継続していく。		
※事務処理欄		

備考

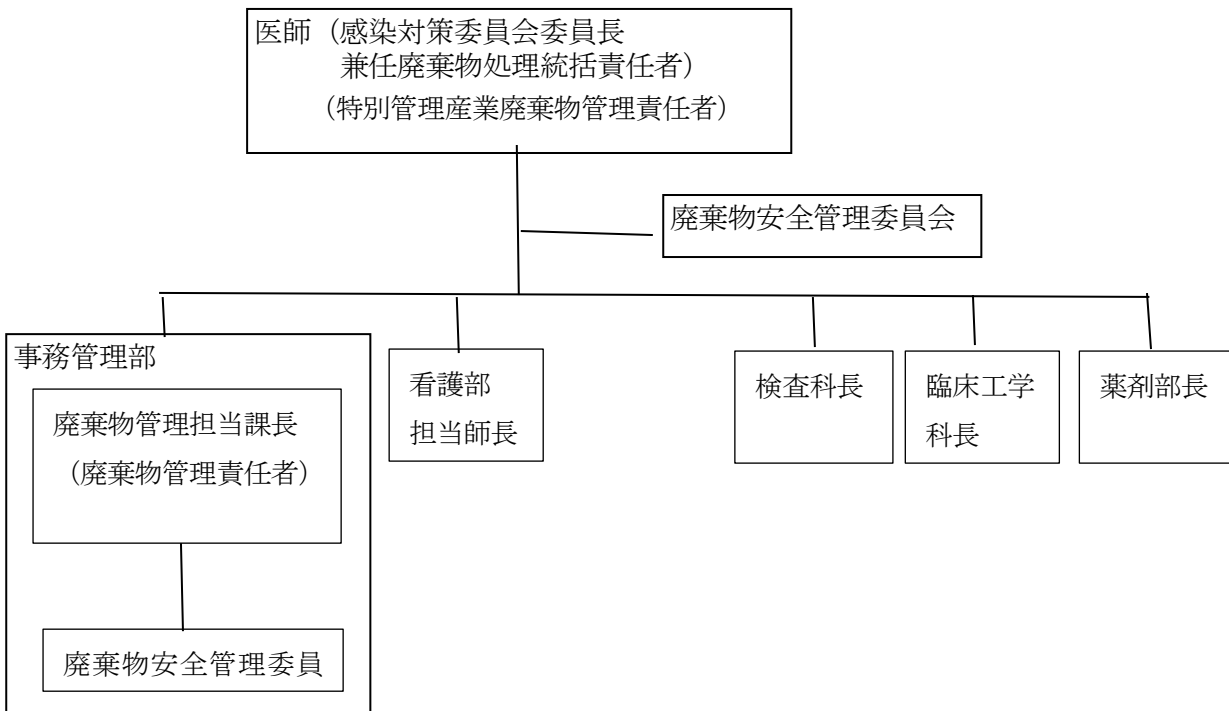
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



	統括責任者	所属：医局 職名：医師
	廃棄物担当	組織名：事務局 組織人数：4人
役割	廃棄物安全管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の安全管理、廃棄物の発生抑制、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長—特別管理産業廃棄物管理責任者 委員—関連部署所属長 ・事務局—総務部・購買施設管理部
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の決定 ○廃棄物管理規定の策定 ○廃棄物処理に関する検討 関連する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当部長	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生処理業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理表の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織図





特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 理 計 画 書 の [ 集 計 用 シ ー ト ]

・下表にない種類の特別管理産業廃棄物については、「特別管理産業廃棄物の種類」欄に、品目名を記載してください。  
 ・行が不足すれば、適宜追加してください。

特別管理産業廃棄物の種類	① 排出量(t)		② 自ら直接再生利用した量(t)		③ 自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)		④ 自ら中間処理した量(t)		⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)		⑥ 自ら中間処理を行った後の量(t)		⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)		⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)		⑨ 自ら中間処理した後埋立処分又は海洋投入処分した量(t)		⑩ 直接及び自ら自己処理した後の処理委託量(t)		( ⑪=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ =⑫+⑬+⑭+⑮+⑯ )										⑰+⑱自ら再生利用を行った量(t)		⑲+⑳自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)									
	委託先による区分																				⑰再生利用業者への処理委託量(t)		⑱熱回収認定業者への処理委託量(t)		⑳熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)		㉑その他の中間処理委託量(t)		㉒埋立処分委託量(t)		㉓優良認定処理業者への処理委託量(t)		㉔②と③の量を合計した量(自動計算)		㉕⑧と⑨の量を合計した量(自動計算)							
	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標						
灰で定められている種類(シュレックダーストなど、一体不可分のものについては、空欄行に記載してください)			当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量		①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量		①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量		①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量		④の量のうち熱回収を行った量		自ら中間処理を行った後の量		④の量から⑤の量を差し引いた量		⑥の量のうち、自ら利用し又は他人に売却した量		⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量		中間処理及び最終処分を委託した量		⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭を除く)		⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への廃却処理委託量		⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量		⑩の量のうち、委託して焼却等の中間処理した量(⑱～㉑を除く)		⑩の量のうち、直接委託して埋立処分した量		⑩の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量		②の量と③の量を合計したもの(自動計算)		⑧の量と⑨の量を合計したもの(自動計算)					
廃油(引火性)																																							0	0	0	0
廃酸(特管)																																					0	0	0	0		
廃アルカリ(特管)																																					0	0	0	0		
感染性廃棄物	52	45																																	52	45	0	0	0	0		
廃PCB等																																					0	0	0	0		
廃石綿等																																					0	0	0	0		
廃油(特定有害)																																					0	0	0	0		
汚泥(特定有害)																																					0	0	0	0		
																																					0	0	0	0		
合計	52	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	45	0	0	52	45	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。